

の「麦作経営安定資金」について、透明性の高い客観的な算定に基づき適切に運用するとともに、17年産からは、銘柄区分を品質区分に変更することとした。また、市場原理の一層の徹底を図る観点から、実需者、生産者等から構成される民間流通連絡協議会において民間流通の仕組みについて検討し、17年産小麦から入札における値幅制限を5%から7%に拡大するなどの見直しを行うこととした。

ウ 大豆

- (ア) 国産大豆生産の確保と農家経営の安定を図るため、銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度について、適切な運用を図った。
- (イ) 価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」の適切な運用を図った。

エ 野菜

- (ア) 野菜価格安定制度について、野菜の供給及び価格の安定を図り、野菜の構造改革対策を円滑に進める観点から、さらなる交付対象数量の増加、野菜指定産地の追加等を推進した。特に、生産者と実需者が契約取引を行う際のリスクを軽減するため、契約野菜安定供給制度の普及浸透等を促進した。
- (イ) 天候等による一時的な需給変動による価格低落時等に産地廃棄等の緊急需給調整を行った生産者に対し、交付金を交付した。

オ 果樹

うんしゅうみかん及びりんごについて、摘果等による生産量及び出荷量の調整等による需給調整対策の強化を図るとともに、このような取組が行われた場合においても、なお価格が大きく変動したときに、育成すべき果樹経営者に対する経営安定対策を適切に行つた。

カ 砂糖及び甘味資源作物

- 「砂糖の価格調整に関する法律」等に基づく制度の普及・定着に向けた取組を推進した。
- (ア) 砂糖生産振興資金を財源として、精製糖企業及び国産糖企業の再編・合理化対策、甘味資源作物生産コスト低減対策等の推進により、国内糖価を引き下げ、砂糖の価格競争力の回復と需要の維持・増大のための取組を行つた。
 - (イ) 輸入糖等からの調整金と交付金により国内産糖への助成を行う仕組みや最低生産者価格制度を維持しつつ、需給事情等を反映した、透明性の高い、客観的な基準に基づいた適切な運用を行つた。

キ 蘿・生糸

高品質蘿の生産拡大を通じ、経営改善に取り組む養蚕農家を支援した。

ク 葉たばこ

葉たばこについては、引き続き、日本たばこ産業株式会社が、葉たばこ審議会の意見を尊重して各耕作者との売買契約において定めた種類別・品位別価格により買入れを行つてゐる。

ケ 加工原料乳

- (ア) 生乳の再生産の確保を図るため、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳について、独立行政法人農畜産業振興機構及び指定生乳生産者団体を通じて生産者に補給金を交付した。また、加工原料乳生産者補給金制度を通じて指定生乳生産者団体による生乳の一元的な集荷・販売を推進した。

- (イ) 加工原料乳の価格形成について、需給事情の適切な反映、生産者の経営の安定及び所得の確保を図るため、生産者団体及び乳業関係者からなる社団法人日本酪農乳業協会の発信する価格・需給情報に基づく公正かつ適正で客観的な基準に基づいた生乳取引、需給調整機能の改善等の取組を推進した。
- (ウ) 加工原料乳価格の低下が酪農経営に及ぼす影響を緩和するため、価格低落時にはその低下額の一定割合を補てんする加工原料乳経営安定対策を適切に運用した。

コ 食肉等

- (ア) 指定食肉（牛肉・豚肉）について、価格の安定を図るため、「畜産物の価格安定に関する法律」を適正に運用した。
- (イ) 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、都道府県肉用子牛価格安定基金協会を通じて、生産者に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を実施した。なお、本制度が乳用種牛肉の生産において果たしている役割を検証し、乳用種子牛の保証基準価格の算定方式等のあり方等についての検討を行った。
- (ウ) ブロイラーについて、需給及び価格の安定を図るため、需要に見合った計画的な生産の指導を行った。

サ 鶏卵

鶏卵について、生産者の自主性に基づく需要に見合った計画的な生産の推進を図るとともに、卵価安定基金の補てん準備金の造成を行った。

(2) 担い手経営安定対策の創設

構造改革が特に急がれる水田農業において、「米政策改革大綱」に基づき、米価下落による稻作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる「稻作所得基盤確保対策」に上乗せし、稻作収入の安定を図る対策として「担い手経営安定対策」を講じた。

(3) 経営所得安定対策の具体化検討調査の実施

「経営を単位とした経営所得安定対策」の具体化に向けた検討を行うために必要なデータや情報を収集するための調査を実施した。

11 農業災害による損失の補てん

災害によって、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るために、「農業災害補償法」に基づき、災害による損失の合理的な補てんを行う農業災害補償制度の適切な運用を図った。

- (ア) 平成16年の梅雨前線豪雨、度重なる台風等による農作物、家畜、園芸施設の被害に対し、共済金の支払いが早期に行われるよう農業共済団体を指導した。また、水稻にかかる共済金については、年内に支払いを行ったほか、再保険金の支払財源不足について、移用、予備費使用、補正予算を措置することにより対応した。

16年度の共済金支払額は、農作物共済389億円、家畜共済619億円、果樹共済125億円、畑作物共済67億円、園芸施設共済149億円と見込んでいる（17年1月現在）。

- (イ) 16年4月から施行された改正農業災害補償法の普及・定着を図った。
- (ウ) 農業共済の共済掛金及び農業共済団体の事務費等に対する助成措置を講じた。

12 自然循環機能の維持増進

(1) バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマスをエネルギーや製品として総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期に実現するため、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、以下に掲げる施策を強力に推進した。

ア バイオマス利活用推進に向けた全般的な事項に関する戦略の推進

- (ア) バイオマス関連情報を収集・整理・提供するための情報拠点（バイオマス情報ヘッドクオーター）の運用・情報の充実、シンポジウム等を通じたバイオマスにかかる国民の理解の醸成等を行った。
- (イ) バイオマス利活用指針及び窒素等の資源循環モデルを検討するとともに、バイオマス利活用システムのライフサイクルアセスメント（LCA）手法の開発を進めた。
- (ウ) 地域における関係者によるバイオマスの利活用推進に向けた連携、協調、合意形成、計画策定等を進めた。
- (エ) 関係府省の一層の連携のためのバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議、政府の取組の向上を図るための助言機関により、総合戦略の推進を図るとともに、環境NPO等地域におけるバイオマス利活用の調整者等の活動を支援した。
- (オ) バイオマス利活用に意欲的なモデル地域等を対象として、関係府省と連携し、施設整備、技術指導等の利活用促進対策を総合的に実施した。
- (カ) 国際シンポジウムの開催等を通して我が国のバイオマス利活用技術、実用化事例等の海外における普及、海外諸国との連携、協力関係の構築を図った。

イ バイオマスの生産、収集に関する戦略の推進

- (ア) 農業廃棄物、食品廃棄物等を効率的に収集するシステムの構築を支援するとともに、水産加工残しの発生・回収・処理状況等の分析を進めた。
- (イ) バイオマス生産効率の高い作物の栽培等の研究を進めた。
- (ウ) バイオマス輸送の効率化にも資する水運等を活用した環境負荷の小さい静脈物流システムを構築するため、その拠点となる港湾を「総合静脈物流拠点（リサイクルポート）」（全国18港）に指定し、官民連携の推進、施設の整備等、総合的な支援策を講じた。

ウ バイオマスの変換に関する戦略の推進

- (ア) 様々なバイオマスを効率的にエネルギーへ変換する技術や、バイオマスから高附加值な製品を生産・製造する技術の開発・実用化を推進した。また、地方公共団体、民間事業者等が設置するバイオマス変換施設で技術、システム等の面で先導的なものについて立ち上がりを支援した。
- (イ) 木質系廃材・未利用材の有効活用として、糖化・発酵、液体燃料や工業製品等へ変換する技術の早期実用化に向けて取組を進めた。
- (ウ) 植物や昆虫等の機能遺伝子解明を進め、これら生物による有用物質生産技術の開発を図るとともに、バイオマスの高度変換技術の試作機等を用いて実用化に向けた

基礎的データの蓄積を進めた。

- (エ) 積雪寒冷地であるなどの北海道の地域特性を踏まえ、未利用木質系バイオマスをエネルギーや有用物質に変換する際の技術面、経済面、環境面での可能性や課題を調査、検証した。

エ バイオマスの変換後の利用に関する戦略の推進

- (ア) たい肥等バイオマスの変換後の製品についての安全性と効果の評価を行うとともに、供給側の参考となる土壤条件等に関するデータを蓄積するための調査等を進めた。
- (イ) バイオマスプラスチックの利活用を促進するため、技術開発、普及啓発、導入実証等の取組を「モデル事業」の枠組みの中で実施した。
- (ウ) 環境保全型農業を推進するとともに、農業用施設電源、たい肥、飼料、農業資材等、バイオマス由来のエネルギーや製品の農林業における利用を促進した。また、農業の現場におけるバイオマス由来のエネルギーや製品の利用のための技術指導等の普及活動を行った。
- (エ) バイオマス由来の自動車燃料の品質評価、自動車の走行実験等を行い、自動車燃料導入の長所・短所について適切な評価を行うとともに、バイオマス由来プラスチック等の製造にかかる経済性の検証、試作、品質評価、供給体制のあり方の検討を行った。

(2) 持続的な農業生産の推進

- (ア) 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者（エコファーマー）に対して金融・税制上の支援措置を講じた。
- (イ) 面的なまとまりをもった先導的な環境保全対策実践地区の創出や、地域の実情に即した硝酸性窒素環境負荷低減対策の実施及び緑肥を組み入れた持続的畑作農業の確立・普及を図るため、技術実証ほ場の設置やたい肥の施用等に必要な機械・施設の整備等を推進した。
- (ウ) 持続性の高い農業生産方式の普及・啓発に資するため、栽培された農産物の流通・消費の実態に関する情報を収集・分析した。
- (エ) 我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、農業者が最低限取り組むべき環境と調和のとれた農業生産活動規範（環境規範）を策定した。
- (オ) 土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業の推進計画の目標達成に向けて、基盤整備や土づくり施設整備等を推進した。

(3) 畜産環境対策の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の完全施行を踏まえ、家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を促進した。

- (ア) 畜産環境の保全、たい肥等バイオマスの利活用の促進に資するため、地域ごとの条件に対応して、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設、たい肥散布機械等の共同利用施設・機械の整備を推進した。

(イ) 家畜排せつ物処理施設、たい肥の還元用草地及び周辺環境の改善等を総合的に整備した。また、燃焼処理による家畜排せつ物の減容化とあわせて行う燃焼熱の発電利用を推進した。

(4) 有機性資源の循環利用システムの構築

- (ア) 稲わら等の循環利用については、畜産農家と耕種農家との連携強化による流通・利用の促進を図るため、稲わら等の収集調製機械施設の整備等を推進した。
- (イ) 農村地域で発生する農産副産物、都市及びその周辺で発生する食品産業や学校給食等の食品残さを飼料化するための施設等の整備を推進した。
- (ウ) 積雪寒冷地における資源循環システムを確立するため、メタン発酵を中心とする家畜排せつ物等のバイオマスの適切な処理とバイオガスのエネルギー利用等に関する実証研究を実施した。

(5) 農業分野における地球環境保全対策の充実等

「持続可能な開発に関する世界首脳会議」での議論等を踏まえ、地球環境保全対策への取組のより一層の充実を図った。

ア 京都議定書の目標達成に向けた取組

平成14年6月に京都議定書を締結したことを踏まえ、地球温暖化対策推進大綱に基づき、農業分野におけるCO₂等の温室効果ガスの排出削減への取組をさらに推進した。

具体的には、引き続き、バイオマス・ニッポン総合戦略の推進を図るとともに、省エネルギーに資する農業施設・機械の導入や施設・機械への代替エネルギーの導入、農産物輸送におけるモーダルシフト（輸送手段の変更）の推進やトラック輸送の効率化等によるCO₂の排出削減を推進した。また、水田の水管理方法・施肥方法の改善や家畜排せつ物の適切な処理・家畜の飼養管理技術の確立によるメタン・一酸化二窒素の排出削減といった温室効果ガスの排出削減対策を推進した。

イ オゾン層破壊物質の削減

オゾン層保護のため、モントリオール議定書締約国会合において、17年に原則として全廃することが合意されている臭化メチルについて、野菜や花き類等の土壤消毒剤として用いられている臭化メチルの代替薬剤及び代替技術の開発・普及を推進した。

ウ カルタヘナ議定書に基づく生物多様性の確保のための取組

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、遺伝子組換え農作物等の生物多様性影響評価を実施するとともに、その的確な運用を通じて、我が国の生物の多様性を確保する取組を推進した。

エ 農薬による生態系への悪影響の未然防止に向けた取組

15年3月に改正した農薬取締法に基づく水産動植物に対する毒性にかかる農薬登録保留基準の円滑な施行（17年4月）に向け、登録申請の際に必要となるデータを作成するための試験法の整備等の体制づくりを行った。

13 農業資材の生産及び流通の合理化

(1) 農業生産資材費の低減対策等

生産資材費の低減を図るため、平成13年に改定された関係団体及び都道府県の「農業生産資材低減のための行動計画」に基づく取組を推進するとともに、以下の施策を実施した。

(ア) 都道府県が選定した資材費低減推進地区において、当該地区について作成する資材費低減推進方針に基づき、以下の施策等を通じて、物流の合理化、安価な資材の普及、合理的な利用等を推進した。

- ① 農家配送拠点における物流情報システム化、大口ロット直送等による肥料物流の合理化
- ② 汎用性肥料や効率的施肥技術の活用等による肥料利用の効率化
- ③ 農業機械のリース・レンタル利用及び広域も対応する農作業受託による効率利用
- ④ 中古農業機械の活用、農業機械の点検、整備知識の普及等による農業機械の長期利用

また、「農業生産資材費低減のための行動計画」の改定に向けて、今後の資材費低減のあり方について検討を行った。

(イ) 農業用プラスチック類の効率的な回収システムの確立により、使用済農業生産資材の適正処理の普及・啓発を推進した。

(2) 新たな農業生産資材の開発等

農業の生産性の向上、自然循環機能の維持増進等を図るため、有機質肥料の生産基盤技術の研究・開発や農業経営の革新を可能とする次世代農業機械、機械化システムの開発・改良を行った。

(3) 農業生産資材の安全性・品質の確保

(ア) 農作業事故を防止するため、型式検査合格機や安全鑑定適合機の普及を推進するとともに、農業者へ農作業安全意識啓発及び技術研修を行った。

(イ) 肥料、飼料及び農薬については、肥料取締法、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」及び農薬取締法に基づき、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所による的確な検査等を通して、その安全性・品質の確保を図った。

(ウ) 農薬を使用する際に、農薬使用者への危害や環境汚染等の事態が生じないよう、農薬の適正な使用、保管管理の推進を目的とした「農薬危害防止運動」を引き続き実施した。

(エ) 動物用医薬品の適切な使用の徹底を推進することにより、畜水産物への動物用医薬品の残留事故及び薬剤耐性菌の発現を防止するため、都道府県等の薬事監視員による適正使用についての医薬品の使用者及び販売業者に対する指導をより一層徹底した。具体的には、「要指示薬品制度に関する法令遵守の徹底について」(15年12月8日付消費・安全局衛生管理課長通知)を受け、都道府県の薬事監視員による立入検査及び指導のほか、国からも10都道府県に所在する動物用医薬品等の製造所、

販売店舗、飼育動物診療施設及び畜産農家に対し立入検査を行った。

また、動物用医薬品の承認または食品中の残留基準値の設定等に対応して使用基準の見直し（4製剤）及び設定（2製剤）を行った。

- (オ) 飼料・飼料添加物が原因となって有害な畜産物が生産されること等を防止するための基準・規格が遵守されるよう、国・都道府県が連携して飼料製造業者等に対する立入検査、改善指導等を適切に実施する。

IV 農村の振興に関する施策

1 農村の総合的な振興に関する施策

(1) 農業の振興その他農村の総合的な振興に資する施策

多くの人が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向け、都市住民の気持ちと行動を農山漁村に向かわせることへの支援、都市と農山漁村の橋渡し及び受皿としての農山漁村の魅力の向上のための対策を「都市と農山漁村の共生・対流の推進」として政策群の一つに位置付ける等、関係府省と連携しつつ総合的に推進した。

- (ア) 民間が主体となって構成されている「オーライ！ニッポン会議」の活動に対する支援や、都市と農山漁村の共生・対流を進めている優良事例の表彰等を通じて、都市側とも協調・連携した取組を支援し、国民的な運動を推進した。
- (イ) 国民共通の財産としての個性ある魅力的な農山漁村づくりに向け、施策の展開方向を取りまとめた「水とみどりの「美の里」プラン21」に基づき、農林水産関連事業において景観配慮の原則化を基本とし、農山漁村の景観形成のための取組等を推進した。
- (ウ) 農山漁村等における良好な景観形成のための取組を推進するため、第159回国会において成立した景観法の普及に向けた啓発活動を行った。
- (エ) 農振法に基づく農業振興地域制度の適切な運用を通じ、農村における土地の農業上の利用と他の利用との適切な調整を図った。
- ① 農振法に基づき策定された「農用地等の確保等に関する基本指針」の周知徹底を図るとともに、その円滑かつ適正な運用を推進した。
- ② 「農用地等の確保等に関する基本指針」を踏まえた都道府県の「農業振興地域整備基本方針」及び市町村の「農業振興地域整備計画」の改定を促進するとともに、地域の特性に応じた特別な農業上の用途の設定等、土地利用に関する市町村の主体的な取組を促進した。
- (オ) 持続的な農業が展開される美しいむらづくりを実現するため、地域住民等の参画による計画づくりや施設整備への技術的支援、地域住民の能力構築を促進する取組や体制づくり等を支援した。
- (カ) 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備については、「土地改良長期計画」に示された成果の実現に向け、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進し、地域の特性を活かした美しい景観に囲まれた快適な生活環境の形成等の総合的な取組を関連施策との連携を図りつつ推進した。
- (キ) 営農や地域活動を通じ、農地、農業用水等の地域資源が十分に活用・保全され、自然環境や景観に優れた美しいむらづくりに向けた生産基盤と生活環境基盤等の総合的な整備を推進した。
- (ク) 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を整備した。
- (ケ) 地方道については、限られた予算のなかで必要な整備水準を確保するため、各地域の事業等の計画と整合をとり計画的に整備を推進した。

- (コ) 道路整備は、「社会资本整備重点計画」に基づき、社会・経済の活性化と暮らしの豊かさの向上を図るため、行政マネジメントを導入すること等により、従来にも増して透明性を高めながら、効果的かつ効率的に推進した。
- (サ) 農村を含め国民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を推進するため、「第八期住宅建設五箇年計画」に基づき、計画的に施策を推進した。
- (シ) 農産物の輸送において大きな役割を担う海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化・高速化等に対応するとともに、十分な面積の駐車場を有し、陸上交通機関と円滑かつ迅速に結ばれたシームレスな複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を推進した。

(2) 農業生産の基盤の整備と生活環境の整備その他の福祉の向上との総合的な推進

ア 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備

- (ア) 地域住民をはじめとする多様な主体の参加のもと、個性ある地域づくりの実現を支援するため、複数市町村等を対象とした農村振興基本計画の作成を関係府省が連携して推進した。また、農村振興基本計画に掲げる農村振興の目標を達成するため、地域住民の参加のもと、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の総合的な整備を行うとともに、住民参加による地域づくりの検討会等の取組を支援した。
- (イ) 地域住民、NPO、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）を推進・支援する事業を実施した。
- (ウ) 農業・農村の営みを通じてはぐくまれてきた「水」と「土」と「里」が織りなす農村地域の地域資源を歴史的、文化的観点から再評価し、伝統的農業施設、美しい農村景観等の地域特性を活かした整備等を実施した。
- (エ) 農業用排水の水質保全とあわせて農業集落の生活環境の改善を図る農業集落排水施設の整備を推進するとともに、農業集落排水汚泥等の有機性資源の循環利用や処理水の農業用水としての再利用を図り、農村における資源循環を促進した。
- (オ) 農地等の農業生産基盤に対する災害等の防止対策であるため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備、農用地土壤汚染対策等の各種事業の実施を通じて、地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図った。
- (カ) 特殊土壤地帯対策事業計画に基づき、災害を受けやすい特殊土壤地帯において、治山、治水及び農地改良等の関係事業を計画的に実施した。

イ 生活環境の整備その他の福祉の向上

(ア) 交通

- ① 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を、適正な道路空間の確保を図りつつ、計画的に整備した。
- ② 交通事故の防止を図り、あわせて道路交通の円滑化を確保するため、歩道、交差点改良、道路情報提供装置、自動車駐車場等の交通安全施設等の整備を推進した。
- ③ 地域の生活の利便性の向上等のために行われる地域交流を支援する道路整備や、日常生活の中心となる都市まで安全かつ快適な移動を確保するために行われる道路整備を推進した。
- ④ 交流の促進・活性化を推進するため、地形的な制約により相互の交流が遅れてい

る都道府県間、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁の整備を交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業により推進した。

- ⑤ 市町村の合併による行政サービスの向上や効率化を支援するため、新市町村内の拠点を連絡する道路等の整備を市町村合併支援道路整備事業により推進した。
- ⑥ 踏切道における事故防止と交通の円滑化を図るため、道路管理者と鉄道事業者が連携を強化し、踏切道対策を総合的かつ集中的に推進した。
- ⑦ 不振に陥っている商店街の再活性化を図るため、街並みの快適性の向上や交通利便性の確保等にかかる事業に対し、賑わいの道づくり事業による面的で総合的かつ重点的な道路整備を推進した。
- ⑧ 森林等の自然環境が豊かな地域では、周辺の景観や生態系と調和した道づくりや、木材等の地場産品を活用した地域の個性を活かした道づくりが求められているため、道路整備において地域の潜在自然植生を活用した樹木植栽工法による法面緑化や、木材を活用した道路構造物の整備等を木の香る道づくり事業により積極的に推進した。
- ⑨ 運行にかかる欠損補助や車両の購入費補助等地方バス運行の確保を図るとともに、バス車両、営業所、車庫等地方バス施設の整備に対する低利融資を実施した。

(イ) 情報通信

地域の活性化や地域住民の利便性の向上に資するため、民間主導原則のもと、高度な情報通信基盤の整備を推進した。

また、IT革命の進展に対応して、民間事業者等による家庭や職場までの高速大容量の情報通信網の早期実現にも資するよう、道路、河川等の施設管理用光ファイバ及びその収容空間等の積極的な整備、開放を推進した。

- ① 都市と農村の共生・対流や活力と個性あるむらづくり等に向け、農村地域において、効率的な農業経営、農村の活性化及び市町村合併後の新たなむらづくりを支援するため、関係府省が連携した情報通信基盤の整備を行った。
- ② 移動通信サービスが使えない状態や民放テレビの難視聴、民放中波ラジオの受信障害の解消を図るための施設・設備及び地域公共ネットワークの整備を行う情報通信格差是正事業等を推進した。
- ③ ケーブルテレビ、インターネット、コミュニティ放送等の情報通信媒体を用いて地域情報化の振興を図るテレトピア計画や放送型ケーブルテレビシステムの整備に必要な資金の融資を行うケーブルテレビ普及支援の一環として、農村においても情報通信システムの整備を推進した。
- ④ 情報化社会の進展に対応し、下水道管理の高度化を図るため、下水道管理用光ファイバの敷設及び関連設備の整備を行った。
- ⑤ 大河川氾濫時や土砂災害発生時における人命喪失等重大な被害の発生を回避し、ハード、ソフト両面から水害、土砂災害に対する安全性を高めるため、水門等を遠隔操作するための施設やCCTV（監視カメラ）、浸水センサー、GPS（全地球測位システム）による斜面監視等の観測・監視装置を整備し、情報の迅速な収集、提供体制の構築を推進した。また、インターネットや携帯電話を活用し、即時の雨量、河川水位、水防警報等の防災上有用な情報を広く国民に提供した。さらに、河川の流況等の生の映像を指定公共機関であるNHKに提供することにより、災害の情報がテレビ報道を通じて国民に提供されるようにした。

(ウ) 衛生

都市部と農村部の格差を是正する観点から、農村における汚水処理施設や下水道等の整備を推進した。

- ① 下水道の処理区域外の地域において、浄化槽によりし尿及び生活雑排水を処理し生活環境の保全を図る「浄化槽設置整備事業」を推進した。また、集合処理に比べ浄化槽による個別処理が経済的に効率的である地域等において、市町村が浄化槽の面的整備及び維持管理を行う「浄化槽市町村整備推進事業」を推進することにより、農村における汚水処理施設の整備を図った。
- ② 下水道により観光地のトイレを水洗化し、快適な環境を整備するとともに、河川・湖沼等の水質を改善し、地域の祭り等水にまつわる風物詩の復活に資するため、下水道整備を推進した。
- ③ 都道府県が過疎市町村に代わって下水道の根幹的施設の建設を行う「都道府県代行制度」により、過疎市町村の下水道整備の推進を図った。
- ④ 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽について、市町村の意見を反映したうえで、都道府県が策定する「都道府県構想」に基づき、地域の特性に応じた計画的・効率的な整備を引き続き推進した。
- ⑤ 農業集落排水施設と下水道の接続による連携についても引き続き行った。また、農村地域における汚水処理施設整備を効率的に推進するため、農林水産省と環境省・総務省が連携し、地域の実情に応じて、農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を引き続き行った。
- ⑥ 効率的な汚水処理施設整備を図るため、下水道や農業集落排水施設等、複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設を下水道事業により整備する汚水処理施設共同整備事業（MICS）を引き続き実施した。
- ⑦ 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等の汚水処理施設の整備事業について、それぞれの特色を活かして連携して実施することにより、公共用水域の水質保全が一層促進されると見込まれる市町村を認定し、関係省が各対象事業を重点的に支援する汚水処理施設連携整備事業を引き続き実施した。
- ⑧ 効率的な下水道の整備を図るため、複数の市町村により、広域的に下水道施設の共同化・共通化を行う施設を整備する特定下水道施設共同整備事業（スクラム）を引き続き実施した。

(エ) 教育

農村における適切な教育環境の整備を推進するとともに、文化施設、社会体育施設等の整備を推進した。具体的には、教育施設等について、地域の連携、学校施設の公共利用等により効率的かつ高度な利用を推進するため、地域住民のスポーツ活動の拠点となる施設を整備する地方公共団体を支援する「社会体育施設整備事業」の推進を通じて社会体育施設の整備を図った。また、地域住民の学習拠点である公民館、図書館等の社会教育施設が、その機能向上を図るための事業を実施した。

(オ) 文化

農村において受け継がれてきた多様な伝統文化について、その保存及び継承等を推進した。

- ① 文化財保護法に基づき、農村等において生産、生業等に用いられる農具や衣服等のうち、我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの的重要性

有形民俗文化財に指定した。また、農村等に継承される風俗慣習及び民俗芸能のうち、我が国民の生活の推移を理解するために欠くことのできないもので特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理・防災や伝承事業に対する補助を行った。

- ② 棚田や里山等、人と自然のなかで作り出された「文化的景観」を文化財として位置付け、新たに保護の対象とするなど、文化財保護法の所要の改正を行った。
- ③ 文化財保護法に基づき、農村に残されている歴史的な集落等の重要伝統的建造物群保存地区への選定をすすめるとともに、その保存・活用に対する支援を行った。

(カ) 医療

農村を含めたへき地における医療を確保するため、へき地診療所について、従来、自治体立や日赤等公的団体が開設する診療所に限られていた補助金の交付を、医療法人や個人等の民間診療所にも対象拡大することにより、無医地区におけるへき地診療所の整備促進を図った。また、第9次へき地保健医療計画に基づき、へき地医療支援機構を中心として、二次医療圏を超えた広域的な支援体制を充実させた。

(キ) 住宅・宅地

U J I ターン、田園居住等による地方定住の促進を図るため、良好な居住空間を確保し、地域の文化、景観を含む地域資源を活かしながら魅力と個性を備えた住宅・宅地の供給を着実に促進した。

- ① 地域の住文化を活かした住宅、景観に配慮した住宅等の供給のための計画に基づいた、個性ある豊かな居住環境の整備を推進した。
- ② 豊かでゆとりある居住を実現するため、優良田園住宅による良質な住宅・宅地の供給を促進するとともに、地域活性化居住基盤総合整備事業等による質の高い居住環境整備を推進した。
- ③ 地域における定住促進を図るため、特定公共賃貸住宅の供給を促進した。
- ④ 地域材等を活用した住宅生産体制の構築や、地域特性を活かした木造建築の普及・啓発を図った。
- ⑤ 良好的な居住環境を有する「新しいふるさと」への住み替え等を促進することにより、地域の活性化や健全な発展等に寄与する宅地開発事業の促進を図った。

(ク) 防災

地域の社会経済を支え、安全で安心できる暮らしの確保を促進するため、治山対策、治水対策、土砂災害対策、代替性を考慮した道路網の構築、道路防災対策等を推進した。また、除雪等の冬期道路交通を確保するとともに、農地防災対策、農地保全対策等を推進した。

- ① 近年の台風、集中豪雨等に伴い山地災害等が多発する状況にかんがみ、山腹崩壊、土石流等の山地災害や風害、飛砂の害、潮害を未然に防止するため、復旧治山、予防治山、防災対策総合治山、保安林改良、海岸防災林造成等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図った。
- ② 高齢者等の災害時要救護者にとって、被災後の通常生活への復旧に多大な労力を要する床上浸水被害が頻発している地域において、おおむね5年間で被害の解消を図るべく床上浸水対策を実施した。
- ③ 局地的な水需要や渇水時の取水の安定性確保、地域的な治水安全度向上のため、

地域の小河川における治水・利水対策を目的として生活貯水池の整備を推進した。

- ④ 自力避難が困難な高齢者等の災害時要救護者を土砂災害から守るため、老人ホームや病院等の災害弱者関連施設にかかる土砂災害危険箇所や高齢化率の高い地域において、土砂災害防止施設の整備を重点的に実施した。
- ⑤ 近年激甚な洪水・土砂災害が頻発していることから、被災地域の再度災害を防止するための制度を活用するなど、被災地域における洪水・土砂災害の再発を防止する対策を短期集中的に実施した。
- ⑥ 土砂災害から人命を守るため、以下の「土砂災害対策3つの緊急プロジェクト」を実施し、総合的な土砂災害防止対策を推進した。
 - a 土砂災害危険箇所認知プロジェクト
 - b 土砂災害情報伝達プロジェクト
 - c 土砂災害警戒避難プロジェクト
- ⑦ 地域の日常生活や災害時の緊急活動等を支える道路について、法面対策や橋脚耐震補強等の防災・震災対策を進めるとともに、豪雨等による地域の孤立解消や医療施設への交通手段の確保等、生命線となる幹線道路の計画的な整備を推進した。
- ⑧ 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、社会経済活動を支える拠点を結ぶ主要な道路等の除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械整備を推進した。
- ⑨ 浸水実績図、土砂災害危険区域図の作成及び災害が発生した場合の状況を想定して、避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップの作成を支援し、住民の防災意識の効用と災害への備えの充実を図った。また、水防法に基づく浸水想定区域図を活用した、洪水ハザードマップの作成・普及を促進した。
- ⑩ 以下の取組を通じて、地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図った。
 - a 集中豪雨等により、周辺や下流の農地等に対する被害を及ぼすおそれのあるため池等の整備
 - b 集中豪雨により湛水被害を引き起こす可能性のある排水機場等の農業用用排水施設の整備
 - c 地震や集中豪雨に起因して発生する地すべりが、農地等へ及ぼす被害の除去等を行う地すべり対策
 - d 農地の土壤浸食の防止、農業用用排水の汚濁の除去、農用地の土壤の汚染の除去等、農業生産の基盤に関する災害を防止する各種防災事業

(ケ) 公園

農村における日常的な休養・娯楽活動の場として、農村公園の整備を推進した。また、都市計画区域の定めのない町村において整備される、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり農山漁村の生活環境の改善を図る公園の整備を推進した。

(コ) 福祉

農村における高齢化の進展を踏まえ、ホームヘルパーの育成、公共施設や農業施設のバリアフリー化の促進等により、高齢者が安全に安心して活動できる環境整備

を実施した。

- ① 特別養護老人ホーム等の整備を計画的に行うとともに、サテライト方式によるデイサービス^{*1}の推進を図るため、民家改修経費について支援を行った。
- ② 農村等における訪問介護員の養成に対する支援を推進した。
- ③ 高齢者、身体障害者等誰もが安全かつ円滑に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の段差・勾配の改善等により、歩行空間のバリアフリー化を推進した。
- ④ 歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを支援するため、豊かな景観・自然、歴史的事物、文化的施設等を連絡でき、生活者がゆとりとうるおいの実感できる質の高い歩行者空間形成のための道路整備をウォーキング・トレイル事業により推進した。
- ⑤ 高齢者が安心して暮らせる農村づくりを推進するため、農道及び農業集落道における広幅員の歩道整備、生きがい農園の整備、農業施設のバリアフリー化等の整備を推進した。

2 中山間地域等の振興に関する施策

農業の生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、都道府県が策定する「地域別振興アクションプラン」等に則し、地域の基幹産業である農業及び関連産業の振興、他産業の振興等による多様な所得機会の確保、生活環境の整備等の施策について、総合的・計画的に推進した。

(1) 農業その他の産業の振興による就業機会の増大

- (ア) 冷涼な気候や標高差等中山間地域の特性を活かした新規作物等の導入や高付加価値型農業を推進するとともに、当該地域における就業機会の増大を図るため、集出荷施設や直売施設等を整備する「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を実施した。
- (イ) 就業機会の確保を図るため、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等の導入、地域の個性を活かした内発型の地場産業の振興を促進した。
- (ウ) 交通条件が厳しい奥地等に該当する市町村において、産業の振興や生活環境の改善のため基盤となる道路整備を図った。
- (エ) 過疎地城市町村の実施する地域活性化のためのソフト事業のうち、モデルとなり得る取組を支援し、過疎地域の活性化を図る「過疎地域等活性化推進モデル事業」等を実施した。
- (オ) 過疎地域等の地方公共団体が、モデル事業として地域公共ネットワークを活用しつつ加入者系光ファイバ網を整備する際の支援を行う「加入者系光ファイバ網設備整備事業」等を推進した。
- (カ) 過疎地域のもつ自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を有効に活用し、ゆとりある生活に向けた国民一般のニーズにも対応しつつ、人・文化・情報等の交流を図ることを可能とする施設の整備を支援する「地域間交流施設整備事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進した。

*1 特別養護老人ホーム等を経営している法人が民家等を借り上げ、これを改修し、主に地方の高齢者に対して、いわば出張所として行われる通所介護

(2) 中山間地域における農業生産基盤と生活環境の一体的な整備の推進

- (ア) 中山間地域における農業の生産活動の持続と農業・農村の活性化を図るため、地域の実情に即した農業生産基盤とあわせて農村生活環境の整備を実施した。
- (イ) 地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等による地域生活の利便性の向上等のため、島嶼部等における港湾整備を推進した。
- (ウ) ダムを活かした水源地域の自立的、継続的な活性化のために、水源地域の自治体・住民等とダム事業者・管理者との共同による「水源地域ビジョン」の策定を推進した。
- (エ) 魅力と活力ある地域の形成に向けて、地域と共同で地域及び河川の特性を活かした交流網の拠点となる「水辺プラザ」の整備等を推進した。
- (オ) 環境学習や自然体験等、水辺における活動を活性化するため、地域の市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となり、「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を推進した。また、水辺での活動を安全かつ充実したものとするため、必要に応じて、「水辺の楽校プロジェクト」により水辺に近づきやすくする河岸整備等を行った。
- (カ) カヌーやラフティングをはじめとした水面利用や自然体験活動等、河川における活動が活発化、多様化していることを踏まえ、カヌーポート（停泊所）等の整備を行った。また、全国の川で活動する市民団体等で構成される「川に学ぶ体験活動協議会（R A C）」と連携し、川で安全に活動するための指導者、ガイドの育成を進めるなど、リバーツーリズム（川を楽しむ余暇活動）を推進した。
- (キ) 川沿いのまちづくりと河川改修を一体的に行うことにより、市町村の個性を活かしたまちの顔を創出する「ふるさとの川整備事業」、堤防を広げるとともに桜等を植樹し、憩いの場を創出する「桜づつみモデル事業」を推進した。

(3) 中山間地域等における多面的機能の確保を特に図るためにの施策

- (ア) 中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度を引き続き実施し、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を支援した。
なお、本制度については、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化や、各地域で取り組まれた活動の成果を踏まえ、第三者機関である中山間地域等総合対策検討会において制度の検証と課題の整理が行われた。
- (イ) ふるさとではぐくまれてきた里地や棚田等の保全を図るため、地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施した。
- (ウ) 山村地域における環境保全機能を向上させるため、地域環境保全機能向上プランの策定及び資源・エネルギーの循環的・効率的利用のための施設等のモデル的整備を推進した。
- (エ) 渡り鳥等生物の良好な生息・生育環境を有する自然河川や、湿地・干潟等湿地帯の保全・再生を行うため、河川の蛇行復元や、乾燥化傾向にある湿地の冠水頻度を増加させるなどの自然再生事業を推進した。
- (オ) 河川やその周辺部の水域において、魚類をはじめとする水生生物の生息環境を改

善するとともに、人と自然がふれあえる地域整備を促進するため、河川、水路、ため池等の水路結合部の段差の解消や魚のすみか・避難場所の創出（ワンド、ビオトープ^{*1}の設置）等、「魚がすみやすい川づくりの推進～水域生態系ネットワーク整備～」を複合的に実施した。

- (カ) 土砂災害防止対策により安全で利用可能な空間を新たに創出し、自然・社会特性を活かした観光拠点や公園の整備等の地域づくりを支援する、砂防ランドスペース創出事業やふるさと砂防事業、特定利用斜面保全事業等を積極的に実施した。
- (キ) 歴史的価値を有する砂防施設を広く国民に理解してもらうとともに、地域の活性化を支援するために、文化庁と国土交通省の連携により、歴史的砂防施設の適切な保存・活用等のためのガイドラインに基づいた周辺整備等を砂防学習ゾーンモデル事業等により推進した。
- (ク) 自然的・社会的条件を勘案し、個々の溪流の特色を活かした砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを実施した。
- (ケ) 自然環境や景観上良好な状態を保ちつつ斜面の安全度を向上するため、既存樹木等を活かした「緑の斜面工法」を積極的に導入し、安全で緑豊かな斜面空間を創出した。

(4) 鳥獣害対策の推進

中山間地域において鳥獣による農林業被害が多発し、深刻な問題となっていることにかんがみ、以下の鳥獣害対策を推進した。

- (ア) 生産現場における被害防止対策として、被害防止に必要な啓発活動や研修会の開催、追い払いや捕獲等の活動を行う自衛体制の整備、被害防止施設の整備等の各種取組みを支援した。
- (イ) 鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減する農林生態系の管理技術の開発や鳥獣害の効果的な防止技術の開発等の試験研究を推進するとともに、鳥獣の生息環境に配慮した森林の保全及び整備を推進した。また、被害防止の指導的役割を果たす人材育成のための研修を実施した。さらに、県間の情報交換や県域を越えた広域的な対応を容易にする観点から、地域ブロック単位で環境部局を含む関係機関からなる連絡協議会を整備した。

3 都市と農村の交流等に関する施策

(1) 都市と農村との交流の促進

都市部のニーズに応じた農村情報の受発信機能の充実・強化、農村におけるグリーン・ツーリズムビジネスの起業家等の支援・育成、地域ぐるみで行う受入体制や交流空間の整備等について、関係各省と連携しつつ総合的に推進した。

また、農山漁村において、外国人旅行者等のニーズを踏まえた「一地域一観光」の実現に向けた取組を支援した。

- (ア) 地域がそれぞれのもつ魅力を自主的に発見し、高め、競い合う「一地域一観光」を推進するため、観光カリスマ塾の開催による人材育成、ハード・ソフト施策によ

*1 動植物が恒常的に生活できるように造成・復元された小規模な生息空間

- る総合的な支援を行う観光交流空間づくりモデル事業等を実施した。
- (イ) 都市と農山漁村の市町村や住民等の連携による交流を推進するため、先導的な事業について交流活動を一体的に支援した。また、地域間の交流や連携による取組や、農山漁村等における地域づくり団体の活動を推進することにより、地域づくりの推進を図った。
- (ウ) 半島地域と都市間等において、NPOや地域住民等が主体となって行う観光、福祉、教育、文化等を通じた交流・連携網の形成を促進する取組を支援する事業等を行った。また、半島地域と都市部等内外との多様な交流・連携を促進するための交流事業を実施した。
- (エ) 「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」を指定するとともに、新たに、長期にわたる集団宿泊等の共同生活体験を行う「長期宿泊体験推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組んだ。
- (オ) 地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画的な整備充実を図った。
- (カ) 青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年を対象として、野外活動施設や農家等で、2週間程度の長期間、異年齢集団による共同生活を通じた農林漁業体験活動等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成した。
- (キ) 北海道において「わが村は美しく－北海道」運動を開催し、コンクールを実施すること等により、地域住民の主体的な参加による景観（環境）の保全・形成や地域特産物のブランド化等の取組を支援した。
- (ク) 国土構造の骨格を形成する規格の高い道路の整備を進めるとともに、民間主導が原則の高度情報通信社会の早期実現に向け、道路における情報ハイウェイ（道路管理用光ファイバ及びその収容空間）の構築を進めた。
- ① 高規格幹線道路や地域高規格道路等といった規格の高い道路の整備については、投資効果を最大限發揮できるよう重点的かつ効率的な整備を進め、地域圏の自立的な発展、地域間の交流連携、交通渋滞の緩和、物流の効率化等を図った。
- ② 民間主導による光ファイバ網整備の原則のもと、事業者への負担軽減、国道等幹線道路の道路空間のさらなる活用のため、道路管理用光ファイバ網及びその収容空間（情報BOX等）を民間事業者等が活用するための環境整備を図った。
- ③ 地震等の大規模災害時における即応体制の確保等、公共施設の管理の高度化による道路の安全性・信頼性の向上を図るため、道路管理用光ファイバを整備した。
- ④ 安全・円滑な道路交通の確保、道路利用者の利便性向上等の効果が見込まれるITS（高度道路交通システム）について、道の駅や携帯端末による道路情報の提供等地域の特性やニーズにあわせた地域段階のITSを推進した。道路の情報化とあわせ、センサー等のITS関連施設の整備を推進し、高度情報化による地域の活性化や生活の質の向上等を図った。
- (ケ) 「道の駅」の整備により、休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備し、ドライバーへの多様な休憩サービスの提供を図るとともに、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を推進した。また、「道の駅」の質の向上を図るため、利用者の評価に基づく「道の駅」の推薦を行った。

- (コ) 地域経済の浮揚及び雇用の創出を図るため、地域活性化インターチェンジ制度により、一般道路事業と地方道路公社による有料道路事業を組み合わせて高速自動車国道の追加インターチェンジの整備を推進した。
- (サ) 新たな地域拠点を形成し、交流促進、地域の活性化等を図るため、高速道路等のサービスエリア（S A）・パーキングエリア（P A）及びその周辺地域について、地域の特色を活かしつつ、人の出入りを確保して一体的・計画的な整備を推進した。
- (シ) 観光資源等へつながる道路の整備に加え、拠点となる地域振興施設の整備や、地域イベントの開催を一体的・総合的に支援する地域連携総合支援事業を推進した。
- (ス) 優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進するとともに、これとあわせた地域の交流を促進するための基盤等の整備による質の高い居住環境整備を推進した。
- (セ) 都市計画区域の定めのない町村において整備される、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり農山漁村の生活環境の改善を図る公園の整備を推進した。
- (ソ) 人々が海とみなとに親しみ、憩い楽しむことにより、地域の活性化と生活環境の向上を図るため、緑地、海浜等の親水・交流拠点の整備を推進するとともに、地域と連携したみなとまちづくりを促進した。

(2) 市民農園の整備の推進

都市住民等の農作業による健康づくりや高齢者の生きがいづくり、家族がともに土とふれあうこと等、休養・娯楽活動の場としての市民農園のニーズの高まりにこたえ、構造改革特区制度の活用等により、その整備を促進した。

(3) 都市及びその周辺の地域における農業の振興

地域住民も参加した都市農業ビジョンの策定、ビジョンに即した農業ボランティア活動の支援、農業者と住民とのふれあい・交流の場の整備等を推進した。

V 国際交渉への取組

1 WTO交渉における取組

2000年から開始されたWTO農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障等の非貿易的関心事項に十分配慮しつつ、「品目ごとの柔軟性」、「改革の継続性」、「輸出入国間のバランス」が確保されるよう主張してきた。

2001年11月にカタールのドーハで開始したWTO交渉の新ラウンドにおける農業交渉は、各国の利害の対立を背景に、モダリティ確立の期限とされていた2003年3月末までに合意が得られず、同年9月にメキシコのカンクンで開催された第5回WTO閣僚会議も具体的な合意のないまま閉会した。

2004年1月、米国がWTO全加盟国に対して交渉促進を呼びかけ、2月に選任された新議長のもと、農業委員会特別会合が3月より再開された。また、5月に、EUが輸入補助金撤廃に応じる姿勢を示したほか、ブラジル、インド等途上国のグループであるG20が、階層方式による関税削減を提案するなど、各国、各グループも動きを見せた。

このような動きに対し、我が国、スイス、ノルウェー等の食料輸入国で構成される10ヶ国グループ（G10）は、6月の農業委員会特別会合において共同提案を提出し、非貿易的関心事項に適切に配慮するためには、柔軟性の確保が不可欠であること、特に上限関税の設定及び関税割当の一括拡大義務付けは柔軟性に欠けるため反対であること等を主張した。また、G10は、7月5日にG10閣僚会議を開き、食料輸入国の立場を枠組み合意に反映させるよう改めて主張した。我が国は、G10各国との意見交換を重ねるとともに、このG10の一員として、グローサー農業交渉議長との会談をはじめ、各国、各グループに積極的な働きかけを行った。

7月16日にはWTO一般理事會議長から枠組み合意の1次案が提出され、これに対して、G10をはじめ、各国、各グループから修正案が提出された。この後、同月末のWTO一般理事会に向けて議論を収斂すべく、グリーンルーム会合^{*1}が幾度も行われた。

7月30日の一般理事会では2次案が提出され、翌31日にこの2次案を修正した案で農業分野が実質合意に達した後、他分野の交渉が加速し、枠組み合意が成立した。

枠組み合意のうち、農業の市場アクセス分野では、関税削減方式として、関税率の水準に応じて品目をいくつかの階層に分け、グループ化し、関税が高い階層に属するものほど大幅な関税削減を行う「階層方式」が採用された。その一方、重要品目（センシティブ品目）は別の取扱いとし、その数は今後の交渉事項とされた。重要品目については関税削減と関税割当約束の組合せにより、実質的なアクセス改善を行うこと、最終的な交渉のバランスは重要品目への配慮があつて初めて達成されること等が合意された。また、我が国が反対していた上限関税^{*2}の設定は、まず、その役割を評価したうえで、その是非を検討していくこととなった。

国内支持については、「黄」の政策、「青」の政策及びデミニミス^{*3}に該当する補助金等

*1 一般理事會議長が主催する非公式少数国会合

*2 関税率に上限を設けること

*3 De Minimis/最小限の政策としてWTO農業協定上削減対象とならない国内助成

の総額が多い国ほど大幅に削減する^{*1}ことが合意された。また、これに加えて、「黄」の政策に該当する補助金等については、その総額が多い国ほど大幅に削減するとともに、今後合意される方法に従って、品目ごとに上限を設定すること等が合意された。「青」の政策については、新たな基準^{*2}の内容やあり方は今後の交渉に委ねられることとなった。

輸出競争については、すべての形態の輸出補助金を、期日を設けて撤廃することとされ、EUが多く用いている輸出補助金のほか、米国が多く用いている輸出信用、オーストラリア、カナダの輸出国家貿易等のうち、輸出補助金的な要素をもつものも撤廃対象に含まれることとされた。

この枠組み合意は、市場アクセス分野で重要品目が別の扱いになったこと等、我が国にとって一定の成果が得られるものとなった。枠組み合意後は、具体的なルールであるモダリティの確立に向け、2004年10月より、まずは、技術的な事項についての会合が重ねられており、我が国の主張が交渉結果に十分反映されるよう各国への働きかけを行っている。

2 F T Aを含む経済連携への取組

地理的に密接な関係にある韓国、 ASEAN諸国や2002年11月から交渉を行っているメキシコとの協議に取り組み、相手国によってそれぞれ異なる、我が国農林水産業との関連度合いや貿易事情等の諸事情についてできる限りの情報収集や分析を行い、農林水産省に設置された「F T A本部」を中心に、対応方針を検討し、加速するF T A交渉に積極的かつ戦略的に対応した。

メキシコとの間では、2004年3月の大筋合意以降、協定案文の確定作業を行い、9月に両国首脳間で協定に署名した（11月までに両国国会における承認手続きが終了し、2005年4月に発効）。

2004年6月、「F T A本部」において、国民の食の安全・安心の確保、農林水産業の多面的機能への配慮、我が国の食料安全保障の確保や我が国農林水産業における構造改革の努力に悪影響を与えないよう十分留意しつつ、個別品目の事情に応じ、関税撤廃の例外品目や経過期間を設定するという形で品目別の柔軟性を確保することを内容とする、

「経済連携（E P A）・自由貿易協定（F T A）交渉における農林水産物の取扱いについての基本の方針」を策定した。

また、2004年11月には、同本部において、アジア各国とのE P A交渉における積極的な意義・目的を6つのポイント（①我が国食料輸入の安定化・多元化、②安全・安心な食品の輸入の確保、③ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進、④我が国食品産業のビジネス環境の整備、⑤アジアの農山漁村地域の貧困等の解消、⑥地球環境保全、資源の持続可能な利用）として整理し、これらを実現することにより、我が国を含むアジアにおける食料安全保障や食の安全・安心の確保、農林漁業・食品産業の共存共栄の実現、農山漁村の発展を図ることを内容とする「みどりのアジアE P A推進戦略」を策定した。

*1 階層方式による削減：国別の補助金等の総額を、その大きさによりいくつかの階層に分け、高い階層に属する国ほど大幅に削減する方式

*2 新たな基準とは、「固定された面積等に基づく生産が求められない直接支払い」のこと。「青」の政策は、現行の協定では「生産制限を伴う固定された面積等に基づく直接支払い」と規定されている。

農林水産分野については、上記の「基本の方針」及び「推進戦略」に沿って、戦略的かつ前向きに取り組むとともに、「我が国の基幹品目、地域の農林水産業における重要品目など守るべきものを守り、譲れるものは譲る」との考え方でフィリピン、マレーシア、タイ、韓国との交渉を積極的に行い、このうちフィリピンとの間では、2004年11月末に、大筋合意に達した。

VI 団体の再編整備に関する施策

(1) 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策

地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築、農林中央金庫の定める「系統信用事業の再編と強化にかかる基本方針」(自主ルール)に基づく農協系統金融システムの構築、経営管理委員会制度の導入等による経営管理体制の確立や農業協同組合中央会による監査体制の充実等、基本法の基本理念の実現に向けた農協系統の事業・組織の改革を推進した。また、「農協のあり方についての研究会」での報告において示された以下の農協改革の基本方向等を踏まえた施策を実施した。

- ① 単位農協は経済事業等についての自立を、全国農業協同組合連合会（全農）はその補完に徹する方向を目指し、単位農協による直接販売を拡大すること
- ② 生産資材コストを削減すること等により経済事業の収支の均衡を図ること
- ③ 全国農業協同組合中央会（全中）が指導力を発揮して改革を推進すること
- ④ 行政と農協の役割を明確に区分けすること

さらに、全中がその指導事業に関する基本方針を決定・公表し、農協に対する監査の機能を全中に集約することとした。そのほか、第159国会において改正された「農業協同組合法」及び「農業信用保証保険法」に基づき関係政令等の制定・改廃を行い、農協の経営情報の一層の開示、農協の共済事業の一層の健全性の確保と共済契約者保護の充実、農協の信用事業にかかる保証機能についての一層の健全性の確保等の措置を講じた。

また、農協系統の改革への取組を絶えず点検するため、全農への業務改善命令に対する全農からの四半期ごとの業務改善状況の報告に際し、聞き取り・指導を行うとともに、全農子会社の不祥事に対し、業務改善命令を全農に発出し、一層の法令遵守態勢の強化、子会社管理の徹底強化等を求めた。

さらに、農協系統の適正な事業運営を確保するため、農協系統に対する検査を実施した。

(2) 農業委員会系統組織の再編整備に関する施策

改正された「農業委員会等に関する法律」等により、農業委員会をおかないことができる市町村にかかる農地面積の算定の方法及び基準を見直したほか、選挙による委員の下限定数を条例に委任するなどの措置を講じた。また、同法及び市町村合併の進展に伴い求められる、農業委員会組織のスリム化、業務の効率化に対応して、以下の事業等を講じ、農業委員会活動の重点化を図った。

- ① 市町村合併に伴う農業委員会活動の広域化、業務量の増加等を踏まえ、地域における情報収集体制の支援、農業委員等の資質の向上及び農業委員会の活動評価の実施を推進する事業
- ② 農業委員会の有する農地等情報を扱い手への利用集積等に効率的に活用するための農地地図情報化等の電子化事業及び市町村合併に対応してこれらの情報を相互利活用するためのネットワークシステムを構築する事業

また、農業委員会による扱い手育成及びこれへの農用地の利用集積並びに遊休農地の解消に取り組み、優良農地を確保し、その十全な利用を確保するための活動を重点的に進めた。

さらに、都道府県農業会議及び全国農業会議所による農用地の利用集積、新規就農の促

進、農業経営の法人化等の取組を支援した。

(3) 農業共済団体の再編整備に関する施策

農業共済事業の安定的な事業運営基盤の確保を図るため、組合等の広域合併を着実に推進するとともに、11年における農業災害補償制度の改正により導入された農業共済事業の二段階制について、地域の意向を踏まえた適切な指導を行った。

(4) 土地改良区の再編整備に関する施策

零細・小規模で財政基盤がぜい弱なため、その役割を十分に果たせなくなってきたいる土地改良区が多数存在していることから、水利系統単位または市町村合併を踏まえた市町村単位での土地改良区の統合整備を推進し、事業運営基盤の強化を図ることを目標に、広域的な統合整備構想の策定及び合併等に対する助成措置を実施した。

VII その他重要施策

1 米政策改革大綱の具体化に向けた取組

4月1日に生産調整の見直し、計画流通制度の廃止等を内容とする改正食糧法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の一部改正法、平成15年7月公布）を施行するとともに、以下のような施策を講じた。

（1）需給調整

ア 生産目標数量の設定

17年産米の全国の生産目標数量は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴き、需要に応じた生産とする観点から、17年7月から18年6月までの需要見通しと同水準の851万トンとした。

また、都道府県別の生産目標数量については、各都道府県産米の需要実績を基礎にした客観的な需要予測を基に、需要に応じた生産が促進される手法により設定した。

イ 基本指針の策定

国は食料・農業・農村政策審議会の意見を聴き、透明な手続きのもとに、米の需給動向、需給見通し、國の方針からなる「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を7月、11月、17年3月に策定・公表し、需給に関する情報提供を行った。

ウ 集荷円滑化対策

需要を上回って生産された豊作による過剰米に対して、その販売可能価格に見合った短期融資を行い、需要に応じた米づくりを促進するとともに、出来秋の段階で市場から隔離することにより、米価の下落を防止する対策を新たに措置したが、16年産米については、10月15日現在の作況指数が98となったことから実施されなかった。

（2）助成金体系の転換

ア 産地づくり対策

16年度から開始した新たな米政策においては、これまでの全国一律の生産調整（転作）から転換し、地域自らの発想、戦略と地域の合意により、作物の生産、販売、担い手、水田利用の将来方向を明確にした「地域水田農業ビジョン」を策定（全国で2,490）し、その実現に向けた多様な取組が行われているところである。このような地域の取組を支援するため、助成金の使途・水準を地域で決めることができる水田農業構造改革交付金等を交付した。

イ 稲作所得基盤確保対策

生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者に対し、生産調整の優遇措置として、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて稲作所得を補てんする措置（稲作所得基盤確保対策）を講じた。

ウ 担い手経営安定対策

米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい担い手を対象に、16年産米について、稲作所得基盤確保対策に整合的に上乗せし、稲作収入の安定を図る担い手経営安定対策を講じた。

(3) 流通制度の改革

ア 米穀安定供給確保支援機構

16年4月1日から施行された改正食糧法においては、計画流通制度を廃止し、安定供給のための自主的な取組を支援することで、米の安定供給を確保することとした。

新たな制度のもとでは、「米穀安定供給確保支援機構」は、集荷円滑化対策及び債務保証にかかる業務等を実施することで、民間事業者による安定供給に資する自主的な取組を支援し、米穀の安定供給を支援する役割を果たすものと位置付けられた。

このため、改正食糧法に基づき、従来の「社団法人全国食糧信用協会」を「米穀安定供給確保支援機構」として指定した。

イ 米穀価格形成センター

計画流通制度の廃止に伴い、財団法人全国米穀取引・価格形成センター（旧財団法人自主流通米価格形成センター）を改正食糧法上の「米穀価格形成センター」として指定した。また、センターにおける売買取引については、義務上場を廃止し、多様な取引関係者の参加を認めたほか、取引監視機能を充実することにより、取引の公正・中立性の確保に努めた。なお、取引の場を制度的に一つに限ることはせず、複数の取引の場の設置を妨げないこととした。

ウ 国の備蓄運営

政府備蓄については、「備蓄運営研究会報告」（13年12月）に基づき、適切な備蓄運営に努めた。

また、政府備蓄米の売買方式については、需要に見合った売れる米づくりを推進し、市場実勢に即しつつ、消費者への安定供給を図る観点から、売渡しについては16年4月から、買入れについては16年産米から、入札を基本とする仕組みに移行した。

エ 出荷販売業者の届出制の導入等

平常時から米の流通実態を把握するため、一定規模の米の出荷または販売の事業を行う者についての届出制を導入し、帳簿の備え付けを義務付けることとした。

(4) 消費者対策の拡充

ア トレーサビリティの確立

米に関し、農産物検査情報を起点とし、生産・流通履歴等を容易に確認できるトレーサビリティ・システムの導入を促進した。

イ 農産物検査の信頼性の確保等

計画流通制度の廃止に伴い、米に関する農産物検査の義務検査は廃止する（農産物検査法の改正）が、市場を通じて消費者、実需者及び流通業者等に選択される農産物検査への改善を図る観点から、農産物検査員の研修強化や定期的な技能確認の実施による農産物検査の信頼性の確保を図るとともに、受検機会の拡大や受検結果の利活用が図られるようにした。

さらに、銘柄証明について、一層の信頼性確保に向けてDNA分析による品種判別のモニタリングを実施した。

ウ 日本型食生活の推進

米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及、食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、広範な国民運動的な取組を展開した。